

「電気自動車」について



申請方法等は「令和4年度住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業補助金交付申請の手引き」も併せてご確認ください

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度
▶令和4年度住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業



令和4年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

目次

1	補助対象設備について.....	1
2	補助金額及び補助対象経費について	1
3	提出書類.....	2
	提出書類④「設備の設置位置が確認できる図面」	3
	提出書類⑤「設備の導入状況が確認できる写真」	3
	提出書類⑧「内訳明細書」	4
4	提出先・お問い合わせ先.....	4

1 補助対象設備について

- (1) 申請者が新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初年度登録車を除く)
- (2) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているもの(用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る)
- (3) 自動車検査証の使用の本拠地が市内の住所であること
- (4) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること
- (5) 補助金申請者・自動車検査証の使用ユーザー・車両購入費の支払者(領収書の宛名)が同一人であること
- (6) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること

※併設を要件としているV2H充放電設備について

- (1) 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できるもの
- (2) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの

注意点

- ・電気自動車は納車完了後の申請となります
- ・申請日までに太陽光発電システムが設置されていることが補助要件となります
- ・リース契約を利用の方は、補助対象外となります

○その他の注意事項

- ・交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします
- ・国の補助金と併用できますが、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国から交付される補助金額を控除します

2 補助金額及び補助対象経費について

設備の種類	補助金額	補助対象経費
電気自動車	令和4年度以降に登録されたもの (1) 申請者自らが居住する住宅に太陽光発電システム およびV2H充放電設備を設置している場合 上限15万円 (2) 太陽光発電システムのみ設置している場合 上限10万円	電気自動車本体の購入費

- ・補助対象経費には、消費税、地方消費税相当額及び他の補助金額(国等の補助金の交付を受けている場合)を含めないものとします
- ・算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします

3 提出書類

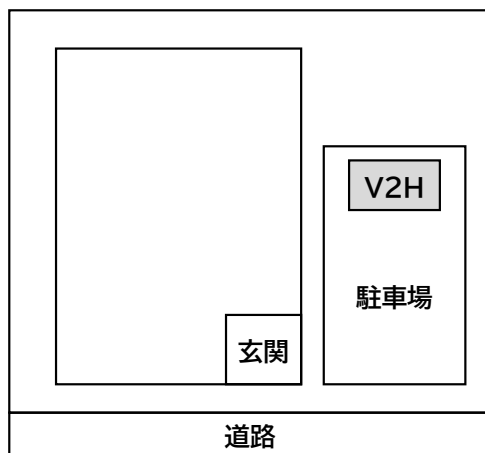
提出書類		補足
①	補助金交付申請書(第1号様式)	—
②	自動車検査証の写し	登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること 所有者の氏名・住所が申請者と同じであること 燃料の種類が「電気」であること 新規登録されたものであること
③	設備の技術仕様が確認できる書類(製品パンフレット・カタログなど)	補助対象車両の形状と型式が確認できるページの写し
④	設備の設置図面	設置場所を図示したものなど ※3ページ「設備の設置位置が確認できる図面」参照
⑤	設備の導入状況が確認できる写真	保管場所で、車両の全体とナンバープレートを含めて撮影したもの ※販売店等で撮影したものは不可 ※3ページ「設備の導入状況が確認できる写真」参照
⑥	売買契約書の写し	補助対象となる車両の名称又は型式等が記載されているもの ※クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約書を提出してください(クレジット申込書は不可)
⑦	領収書の写し	補助対象車両の購入に係る但し書きが記載されているもの
⑧	内訳明細書	補助対象となる経費の明細、車両の名称又は型式等が記載されているもの ※工事費一式は不可
⑨	太陽光発電システムが設置されていることを証明する書類	【既に設置されている場合】 ・「売電明細」又は「特定契約のご案内」の写し 【電気自動車と同時に設置する場合】 ・「接続契約のご案内」の写し ・「特定契約のご案内」の写し
⑩	補助金交付申請チェックシート	—
該当する方のみ		
⑪	V2H充放電設備が設置されていることを証明する書類	メーカー発行の保証書、出荷証明書など

⑫	保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し	自動車検査証の所有者が使用者の名義と異なる場合(電気自動車を所有権留保付ローンで購入し、所有者が販売店・ファイナンス会社等である場合) ※自動車損害賠償責任保険は不可
⑬	補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	申請を設備販売者等に代行させる方

提出書類④<<設備の設置位置が確認できる図面>>

- ・手書きで作成する場合は、定規を用いて作成してください(フリーハンドは不可)
- ・図面は敷地、住宅の形が分かるように作成し、駐車場、充電設備(V2H充放電設備を含む)及び玄関の位置を示してください

【屋外に設置した省エネ設備の図面例】



提出書類⑤<<設備の導入状況が確認できる写真>>

【写真撮影要件】

下記の要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は、複数枚撮影してください

- ・保管場所(車庫・駐車場等)にて撮影
- ・電気自動車全体を撮影
- ・太陽光発電システム
- ・充電設備(V2H充放電設備を含む)の銘板

提出書類⑧ ≪内訳明細書≫

申請者の氏名を記入してください

令和 年 月 日

鎌ヶ谷 二郎 様

電気自動車の支払いに係る領収内訳書

電気自動車の支払いとして領収した内容は

添付したすべての領収書について記載してください

(1) 現金及びローン等による領収金額

領収書No.	金額	充当項目
100	5,700円	頭金 賦払金・その他 ()
101	1,460,000円	頭金 賦払金・その他 ()
102	3,000,000円	頭金・賦払金・その他 ()
-	0円	頭金・賦払金・その他 ()
-	0円	頭金・賦払金・その他 ()
小計①	4,465,700円	

(2) 下取価格及び下取車リサイクル預託金相当額の充当による領収金額

項目	金額	充当項目
下取価格	100,000円	頭金 賦払金・その他 ()
下取車リサイクル預託金相当額	1,300円	頭金 賦払金・その他 ()
小計②	101,300円	

下取り車がない場合は、金額欄に「0」を記入してください

(3) 領収金額合計

合計 ①+②	4,567,000円
--------	------------

なお、上記「(3)領収金額合計」の内訳は以下のとおりです。

項目	金額(税込)
車両本体価格	3,200,000円
車両本体値引価格	-200,000円
小計③	3,000,000円

(補助対象経

契約書・注文書等に記載の「車両本体価格」を記入してください
※メーカーオプション費用・付属品費用・手続き費用等は含めず、下欄「その他の価格の小計」欄に記入してください

その他の価格の小計④	1,567,000円
------------	------------

合計 ③+④	4,567,000円
--------	------------

発行者(販売店)の情報を記入してください

「領収金額の合計」と「内訳の合計」が一致することを確認してください

備考

会社名

〒

Tel

担当者

4 提出先・お問い合わせ先

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 (市役所1階)

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

☎ 047-445-1227 ☎ 047-445-1400

kankei@city.kamagaya.chiba.jp